

山梨県公報

号外第四十号

令和四年

九月二十七日

火曜日

目次

規則

- 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………二

規則

山梨県規則第二十七号

山梨県立国際交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立国際交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立国際交流センター設置及び管理条例施行規則(平成二年山梨県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県立国際交流・多文化共生センター設置及び管理条例施行規則

第一条中「山梨県立国際交流センター設置及び管理条例」を「山梨県立国際交流・多文化共生センター設置及び管理条例」に改め、「。以下「条例」という。」を削る。

第二条を次のように改める。

(利用時間)

第二条 山梨県立国際交流・多文化共生センターの利用時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

第三条及び第四条並びに第一号様式から第四号様式までを削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十八号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和五十一年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「m」を「m」に、「KW」を「kW」に、「m²/日」を「m²/日」に、「m」を「m」に、「t/日」を「t/日」に、「バーナーの燃料」を「燃料」に、「l/h」を「L/h」に、「t/h」を「t/h」に、「KVA」を「kVA」に、「kg/h」を「kg/h」に、「(m)」を「(m)」に、「KA」を「kA」に、「Nm²/h」を「Nm²/h」に、「g/Nm」を「g/Nm」に、「P Pm」を「ppm」に、「(m)」を「(m)」に、「P H」を「p H」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の第一号様式の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の第一号様式による指定工場設置許可申請書は、この規則による改正後の第一号様式による指定工場設置許可申請書とみなす。

山梨県規則第二十九号

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和四年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年山梨県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の六を第二十三条の七とし、第二十三条の三から第二十三条の五までを一条ずつ繰り下げる。

第二十三条の二中「第二十三条の四第二項第二号及び第二十三条の六第三号」を「第二十三条の五第二項第二号及び第二十三条の七第三号」に改め、同条を第二十三条の三とする。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第二十三条の二 条例第二十六条第一項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 野生動物（条例第二十六条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。
 - 二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。
- 第十七号様式中「第23条の3第3号」を「第23条の4第3号」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

山梨県規則第三十号

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年山梨県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の見出し中「単身での」を「特に居住の安定を図る必要がある者として」に改め、同条第四号中「イ又はロの」を「次の」に改め、同号イ中「又は」を「若しくは」に、「保護が」を「婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十三条第一項の規定による母子生活支援施設における保護が」に改め、同号に次のように加える。

- ハ 婦人相談所（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第一項の婦人相談所をいう。）による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けている者その他これに準ずる者として知事が認める者

附則

この規則は、公布の日から施行する。